

指定障害福祉サービス（短期入所）

重要事項説明書

当事業所はお客様に対して指定短期入所を提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、及びご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田 306 番地の 2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和 49 年 2 月 16 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所サービス (平成 30 年 10 月 1 日指定 事業所番号 4410100350)
事業所の目的	指定短期入所は、お客様が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、お客様に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、適切な指定短期入所を提供致します。
事業所の名称	創生の里短期介護宿泊施設 ※当事業所は特別養護老人ホーム創生の里に併設されています。
事業所の所在地	〒870-0868 大分市大字野田 306 番地の 2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
管理者氏名	安東 真英
事業所の運営方針	事業所は、お客様の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。 短期入所の実施に当たっては、お客様の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
開設年月日	平成 7 年 4 月 1 日
利用定員	18 人

3. 送迎実施地域及び営業時間

通常の送迎の実施地域	大分市及び由布市
営業日	年中無休

4. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。個室などをご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(ただし、心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合がございます。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	7室	介護老人福祉施設に併設
2人部屋	5室	〃
4人部屋	1室	〃
合計	13室	〃
食堂	3室	〃
機能訓練室	1室	〃
浴室	1室	〃
医務室	1室	〃

○上記は、大分市の基準条例により、指定短期入所事業所に設置が義務づけられている居室・設備です。この居室・設備の利用に当たって、お客様に特別にご負担いただく費用はございません。

○お客様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定致します。また、お客様の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して指定短期入所を提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人 数 (介護老人福祉施設と兼務)
管 理 者	常勤 1名
生 活 相 談 員	常勤 1名 / 非常勤 0名
介 護 職 員	常勤 31名 / 非常勤 2名
看 護 職 員	常勤 4名 / 非常勤 0名
機能訓練指導員	常勤 1名
管 理 栄 養 士	常勤 1名 / 非常勤 0名
介護支援専門員	常勤 1名
介 護 補 助 員	常勤 2名 / 非常勤 0名
医 師	常勤 0名 / 非常勤 2名 (嘱託 内科・精神科)
用 務 員	常勤 0名 / 非常勤 4名
事 務 職 員	常勤 5名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
内科医師 (嘱 託)	毎週 (原則) 日曜日 13時～ 木曜日 13時～
精神科医師 (嘱 託)	毎月2回 第2・第4金曜日 11時～
介 護 職 員	日 勤 7:00～16:00 8:00～17:00 9:00～18:00 10:00～19:00 準夜勤 13:00～22:00 夜 勤 22:00～9:30
看 護 職 員	普通番 8:00～17:00 遅 番 9:30～18:30

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

- ①介護給付費の対象となるサービス（利用者1割負担）
- ②利用料金の全額をお客様に負担いただくサービス(介護給付費の対象外のサービス)

(1) 介護給付費の対象となるサービスと利用料金

以下のサービスについては、介護給付費が支給されます。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。

※全体の利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。なお、介護給付費対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。本事業所が代理受領した給付額については、利用者にもその都度通知します。

(サービスの内容)

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事 (但し、食材料費は別途頂きます)	・お客様の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、1人で食べられない方は食事介助をいたします
入 浴	・入浴は週2回以上行います。 ・ねたきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。 ・入浴介助や洗髪、口腔衛生のお手伝いも行います。
排 泄	排泄の自立を促すため、お客様の身体能力を最大限活用して援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練員により、お客様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健 康 管 理	医師や看護職員が健康管理を行います。

(利用料金)

項 目	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
福祉型短期入所サービス (I)	4,980 円		5,700 円	6,340 円	7,670 円	9,030 円
福祉型短期入所サービス (II)	1,690 円		2,350 円	3,110 円	5,160 円	5,890 円
送迎加算	1,860 円 (片道)					
利用者負担 上限額管理加算	1,500 円 (1月あたり)					
食事提供 体制加算	480 円 (1日につき)					
短期利用加算	300 円					

※福祉型短期入所サービス (I) が基本的な短期入所サービスの利用料金となりますが、短期入所サービス利用中に生活介護等の日中活動系サービスを利用された場合等は福祉型短期入所サービス費 (II) の料金となります。

(2) 介護給付費の対象とならないサービス (お客様自己負担分) と利用料金

下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には所定の料金をお支払いいただきます。

項 目	内 容	利 用 金 額
理 容 ・ 美 容	理容師や美容師の出張によるサービスをご利用した場合	理容サービス：実費 美容サービス：実費
食 費	食事にかかる原材料費	1日 780円 朝食 150円 昼食 350円 夕食 280円
特別な食事	お客様の希望により特別な食事を注文した場合	要した費用の実費
レクリエーション、クラブ活動等	お客様のご希望により、レクリエーションやクラブ活動等に参加していただくことができます。	材料費等 実 費
複 写 物 の 交 付	お客様は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費をご負担いただきます。	1枚につき10円
テ レ ビ 貸 し 出 し	ご希望によりテレビの貸し出し	1日100円
電 気 代	お客様個人のテレビ・電気毛布の持ち込み	1日50円 (電気代相当)

○その他利用料をいただく事態が発生した場合は、その都度お客様にご了解をいただきます。

(3) ご利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、サービスご利用終了時にご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。ただし、ご利用が1ヶ月を超える場合は、1ヶ月毎に精算をお願い致します。

翌月27日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

大分銀行医科大学前支店 普通預金 5075009

(名義) 社会福祉法人 若草会 理事長 安東 真英

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：お客様の取引のある金融機関

ウ. 現金の場合

送迎時またはお迎えに来られた際に受け付け窓口にてお支払いください

(4) ご利用の中止(キャンセル)、変更、追加

①ご利用予定期間の前に、お客様の都合により、指定短期入所の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。但し、次の場合はキャンセル料を頂きます。

(キャンセル料)

- ・ご利用予定日の当日にご利用の中止を申し出された場合は、お客様ご負担相当額プラス食材料費780円を頂きます。
- ・ご利用予定日の前日にご利用の中止を申し出された場合は、食材料費780円を頂きます。
- ・ご利用予定日の2日前までにご利用中止の申し出があった場合は無料とします。

ただし、体調不良等お客様に正当な事由がある場合はこの限りではありません。

②サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議致します。

③お客様がサービスをご利用している期間中でもご利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係るご利用料金はお支払い頂きます。

(5) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(6) サービスの提供にあたっての留意事項

①市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、障害福祉サービス受給者証（以下、「受給者証」という。）に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

また、同一月内ですでに他事業所を利用された場合は、利用開始時にお知らせください。

②支給量の管理

利用の申し込みのあったサービス量が支給決定量を超過することが見込まれる場合は、速やかにお知らせいたします。

③その他

支給決定量を超過して利用する場合は、別に定めるとおりの自己負担をお支払い頂きます。

なお、事業所側が前項の規定を怠った結果、支給量限度を超えてサービスを提供場合は、当該サービス提供に係る費用（食費等の実費を除く）は事業所の負担とします。

7. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所における 苦情の受付窓口	○苦情受付窓口（担当者） （職名）主任 （氏名）遠藤 隆介 受付時間 8時～17時（毎週月曜日～金曜日） 電 話 097-549-0012 ○若草会福祉サービス相談委員会 第三者委員 小野 秀子 097-567-3911 高橋 美佳 097-583-2148 工藤 和子 097-549-2466 ○大分県福祉サービス運営適正化委員会 受付時間 9時～17時 （月曜日～金曜日・祝、年末年始を除く） 電 話（代）097-558-0300
障害福祉課	受付時間 8時30分～18時（土・日・祝を除く） 電 話 097-537-5658
大分市虐待防止 センター	受付時間 9時～17時15分（土・日・祝を除く） 電 話 097-585-6003

8. 秘密保持

- ①事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、指定短期入所の提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしません。
- ②事業所は、事業所の職員が退職後、就業中に知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。

9. 緊急時における対応

- ①事業所は、サービス提供中にお客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師、嘱託医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- ②事業所は、サービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合は、管理者の指示のもと、緊急時マニュアルに基づきお客様の避難等の措置を講じます。また、緊急時に備え、別途定める消防計画に基づき、定期的に避難訓練を実施致します。

10. 事故発生時の対応

- ①事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ②事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体に損害を及ぼした場合は、お客様に対してその損害を賠償します。

11. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、お客様のサービス向上、及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施やサービス担当者会議において使用させていただき、他に流出しないよう注意し、適切・安全に取り扱います。また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当事業所までご連絡ください。

令和 年 月 日

指定短期入所の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

創生の里短期介護宿泊施設

管理者職名 施設長 氏名 安東 真英 ㊟

説明者職名 氏名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所の提供開始に同意しました。

お客様ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊟

お客様代理人ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊟ (続柄 _____)

この重要事項説明書は、「大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年大分市条例第 40 号）第 10 条」の規定に基づき、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成 18 年 10 月 1 日 作成 令和 3 年 11 月 18 日一部改正